

規制シート(様式)

190195100320001

平成28年11月30日

規制の名称	海事代理士試験の執行に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	海事代理士法(昭和26年法律第32号) 海事代理士法施行規則(昭和26年5月31日運輸省令第42号) 海事代理士試験規程(昭和26年8月30日運輸省令第81号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	海事局総務課 課長 柏木 隆久
規制目的	海事代理士は、他人の委託により、行政機関に対し、海事関係諸法令に関する手続きの書類作成等を業としているが、書類作成には専門的知識が必要であることから試験を実施し海事代理士の業務を行う能力が適切か否かを判定することを目的としている。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・年に一回試験を実施し、試験を受けようとする者は受験願書を受験希望地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出する必要がある。 ・受験資格については特段規程を設けていない。 ・試験は筆記及び口述の方法に実施している。 ・試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。 	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	従来通り、試験を実施し、専門的知識を有する者を海事代理士資格取得者として位置づけるため、引き続き規制の維持が必要と考えられる。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		